

特定非営利活動法人あそんで学ぶ環境と科学倶楽部 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人あそんで学ぶ環境と科学倶楽部という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目6番4号第三カネタツビル103に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広く一般市民に対し、エコツアー等の環境教育活動、環境保全に関する学習教室の開催、環境商品の紹介、環境教育に関する普及啓発活動等を行い、科学的な見地から環境汚染の現状を理解し、環境保全に対する意識の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 環境の保全を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) エコツアー等環境教育活動事業
- (2) 環境保全に関する学習教室事業
- (3) 環境商品紹介事業
- (4) 環境教育に関する普及啓発事業

2 この法人は、次のその他の事業を行う。

- (1) フリーマーケット等物品販売事業

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」と

いう。)上の社員とする。

- | | |
|----------|--|
| (1) 正会員 | この法人の目的に賛同して入会する個人及び団体 |
| (2) 賛助会員 | この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体 |
| (3) 特別会員 | この法人に功労のあった者又は学識経験者で理事会において推薦された個人及び法人 |

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上15名以内

(2) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち、1人を理事長とし、副理事長を1人以上3人以内置くことができる。

(選任等)

第14条 理事は理事会において選任し、総会に報告する。

2 理事長及び副理事長は、理事会において理事の互選により定める。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、総会で選任する。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなけれ

ばならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事は理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決により、監事は総会において出席者総数の 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問)

第 20 条 この法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会で選出し、理事長がこれを任免する。
- 3 顧問は、理事長の諮問に応じて法人の活動や運営に助言をすることができる。

第 5 章 会議

(種別)

第 21 条 この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散

- (3) 合併
 - (4) 会員の除名
 - (5) 監事の選任、解任、役員の職務及び報酬
 - (6) 事業報告及び収支決算
 - (7) その他運営に関する重要事項
- 2 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項について議決する。
- (1) 総会に付すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他この法人の運営に関する必要な事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。
- 3 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する
- (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 25 条 前条第 2 項第 3 号の場合を除き、会議は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 60 日以内に臨時総会を招集しなければならない。また、前条第 3 項第 2 号及び第 3 号の規定により請求があったときは、その日から 10 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 会議を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は出席した正会員の中から選出し、理事会の議長は理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

2 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 会議における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 会議の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員又は理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 総会における正会員及び理事会における理事（以下「構成員」という）の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。また、総会においては、他の構成員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した構成員は、前2条、次条第1項及び第42条の適用については、総会又は理事会に出席したものとみなす。

4 議決すべき事項について、特別の利害関係を有する構成員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会及び理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 構成員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印した上、この議事録をこの法人の事務所において5年間備え置く。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第31条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第 32 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 33 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 34 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 35 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業に係る事業会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 36 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならないものとし、次の総会に報告することとする。

(予備費の設定及び使用)

第 37 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。ただし、次の総会に報告することとする。

(予算の追加及び更正)

第 38 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 39 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経な

なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 40 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 41 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 42 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、軽微な事項として法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第 43 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 44 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に規定する法人のうちから総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第 45 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 46 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第 9 章 雑則

(細則)

第 47 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定めることができる

第 10 章 事務局

(事務局)

第 48 条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

2 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が任免し、職員は理事長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	江連 眞
副理事長	正木 明
理事	平山 尚
理事	平山 裕
理事	佐野 公清
理事	秋本 康彦
理事	東郷 孝士
理事	平田 敬一
理事	清水 健一
監事	梶野 雅章

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 18 年 3 月 31 日決算に係る通常総会が開催される月の末日までとする。ただし、通常総会は決算日から起算して 3 ヶ月以内に行うものとする。

- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 36 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 40 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 18 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
- | | | | | |
|----------|-----|-----|-----|-----------------------|
| (1) 正会員 | 入会金 | 0 円 | 年会費 | 3, 0 0 0 円 |
| (2) 賛助会員 | 入会金 | 0 円 | 年会費 | 一口 2 0, 0 0 0 円（一口以上） |
| (3) 特別会員 | 入会金 | 0 円 | 年会費 | 0 円 |